

要望 1 教室の空気質の現状を知るために、臨時の抽出検査にて、生徒が教室内にいる状態での、室内の総揮発性有機化合物（TVOC）濃度を測定し、その値が室内空気質の暫定目標値  $400 \mu\text{g}/\text{立方メートル}$  を超えていないかを確認してください。同様の状態で、浮遊粉じんの測定、ならびに、ホルムアルデヒド値の測定もして下さい。

(答)

1. 総揮発性有機化合物（TVOC）については、個別の揮発性有機化合物のリスク評価や混合毒性の評価が明確でなく、測定法の改良を待たないと指針値としては定められないことから、厚生労働省が目標値としているものであり、文部科学省としても学校環境衛生基準の検査項目には含めておりません。
2. ホルムアルデヒドについては、児童生徒が教室内にいる状況においては、学校環境衛生基準に基づき適切に換気を行うために窓や扉の開閉が行われ、室内濃度が低くなることが予想されることから、測定前に教室等を5時間以上密閉して壁や備品などからの放出の影響を確認することとしております。
3. 浮遊粉じんについては、通常、児童生徒がいる状況下で測定されているものと認識しております。
4. なお、いわゆる「香害」を含む「化学物質過敏症」については、学校環境衛生基準に定める基準値以下の極微量の化学物質に対しても反応し、健康被害を訴える児童生徒等もいるため、当該測定結果を以て健康影響を判断することは難しいと考えます。

**要望2** 研修会等の機会を通じて、学校教職員に対して香害についての情報を周知してください。具体的には、香害の被害にあっている児童生徒のために、全国の先進的な取り組み事例を収集し、事例集を作成したうえで、貴省主催の「健康教育食育行政担当者連絡協議会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究協議会」、「健康教育指導者養成研修」ならびに全国の自治体から要請された研修会などで周知してください。

(答)

1. 香料等に含まれる化学物質による健康影響について、疾病概念が確立していない状況において、被害やそれに対する取組等の事例を収集することは困難と考えます。
2. しかしながら、化学物質に極微量でも反応する過敏症の児童生徒もおり、その原因となる物質や量、当該児童生徒の症状などが多種多様であることから、各学校において、個々の児童生徒の実情に応じ、養護教諭を含む教職員、学校医等が連携しつつ、個別の配慮を行うよう指導しているところです。
3. 今後も教育委員会等の担当者や養護教諭等を対象とした研修会等において、香料等に起因するものも含めたいわゆる「化学物質過敏症」により困っている児童生徒に対して個別の配慮を行うよう周知を図ってまいります。

【連絡先】

初等中等教育局健康教育・食育課

保健管理係

03-6734-2918